

藤崎町の給与・定員管理等について（平成28年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

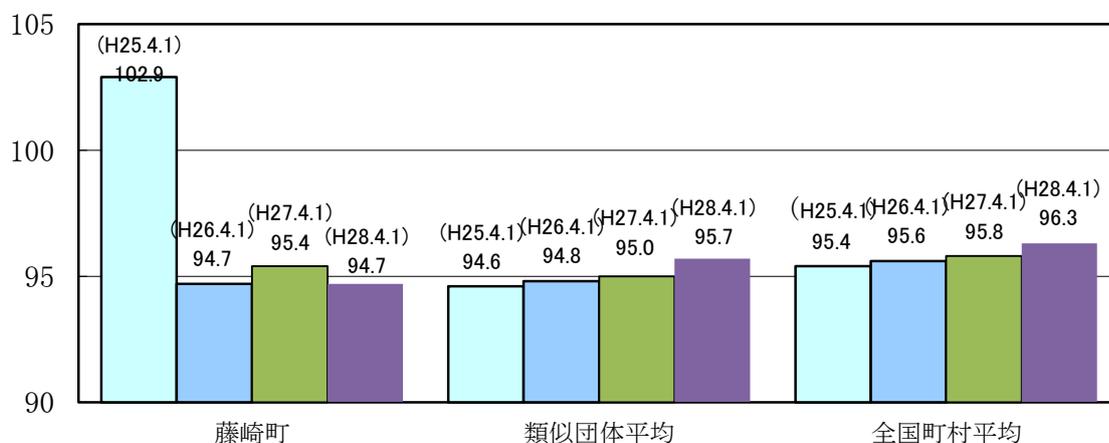
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 15,481	千円 7,650,280	千円 48,375	千円 1,097,247	% 14.3	% 12.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
27年度	人 121	千円 444,598	千円 44,950	千円 161,353	千円 650,901	千円 5,379	千円 5,587

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成25年度は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

藤崎町は人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】 平成27年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

また、初任層については引下げなし、高齢層については最大4%引下げ。

なお、激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し 藤崎町は地域手当に該当しないため、省略します。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤崎町	42.8 歳	309,700 円	338,200 円	330,965 円
青森県	43.2 歳	330,689 円	418,752 円	372,775 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	42.2 歳	309,125 円	353,255 円	333,780 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
藤崎町	53.6 歳	7 人	309,200 円	327,500 円	325,500 円	—	—	—	—
うち学校給食員	52.0 歳	1 人	317,100 円	317,100 円	320,200 円	調理士	44.3 歳	180,000 円	1.76
うち用務員	52.5 歳	2 人	300,400 円	326,100 円	327,500 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.63
うち自動車運転手	54.5 歳	4 人	311,800 円	331,000 円	325,800 円	自家用自動車運転手	55.0 歳	195,600 円	1.69
青森県	52.0 歳	243 人	328,683 円	386,373 円	362,610 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	11 人	285,179 円	310,508 円	298,716 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
藤崎町	5,261,800 円		
うち学校給食員	5,137,000 円	2,464,400 円	2.08
うち用務員	5,210,600 円	2,732,900 円	1.91
うち自動車運転手	5,321,000 円	2,686,600 円	1.98

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているものを使用しています。（平成25年～平成27年の3ヵ年）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベース「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		藤 崎 町	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	176,700 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

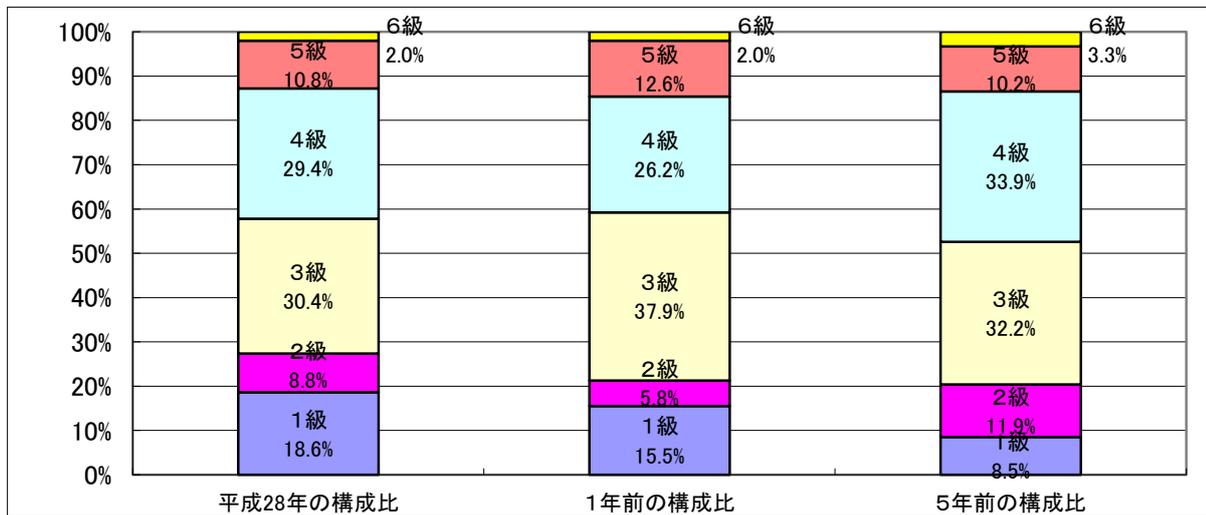
区分		経験年数 10年以上15年未満		経験年数 15年以上20年未満		経験年数 20年以上25年未満	
		金額	円	金額	円	金額	円
一般行政職	大学卒	274,500	円	301,100	円	340,000	円
	高校卒	224,500	円	283,400	円	315,700	円
技能労務職	高校卒	—	円	—	円	—	円
	中学卒	—	円	—	円	—	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	19人	18.6%	140,100円	246,100円
2級	主査・主事	9人	8.8%	190,200円	303,000円
3級	課長補佐・係長	31人	30.4%	226,400円	348,800円
4級	課長補佐	30人	29.4%	259,900円	383,000円
5級	課長	11人	10.8%	286,200円	391,800円
6級	課長	2人	2.0%	317,000円	409,000円

- (注) 1 藤崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用	藤崎町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

藤 崎 町		青 森 県		国	
1人当たり平均支給額 (27年度)		1人当たり平均支給額 (27年度)		—	
1,334 千円		1,581 千円			
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	1.50 月分	2.50 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.40) 月分	(0.70) 月分	(1.40) 月分	(0.70) 月分	(1.45) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~15%		・役職加算 5%~20%		・役職加算 5%~20%	
・管理職加算 なし		・管理職加算 10%~25%		・管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

平成28年度中における運用	藤崎町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

(2) 退職手当 (平成28年4月1日現在)

藤 崎 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期特例措置：3~45%加算			定年前早期特例措置：2~45%加算		
調整額：在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~43,350円)×60ヶ月			調整額：在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~95,400円)×60ヶ月		
退職時特別昇給：なし			退職時特別昇給：なし		
(平成27年度1人当たり平均支給額)			(1人当たり平均支給額)		
応募認定・定年：20,823千円			—		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

藤崎町は地域手当に該当しません。

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（普通会計27年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（普通会計27年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（普通会計27年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記の作業に従事した職員	感染症患者若しくはその疑いのある患者の救護又は感染症菌の附着若しくはその疑いのある物件等に係る作業に従事したとき	500円/日
死体取扱手当	右記の作業に従事した職員	火葬及び行旅病死死人等の死体処理作業に従事したとき	800円/体

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	9,713 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	80 千円
支給実績（26年度決算）	9,181 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	72 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	
扶養手当	配偶者		同		13,419千円	197,338円	
	1人目	配偶者有					6,500円
		配偶者無					11,000円
	2人以上						6,500円
15歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までにある子の加算		1人につき5,000円					
住居手当	借家・借間	[12,000円以上の家賃] 1) このうち月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 2) 月額23,000円を超える場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (支給限度額27,000円)	同		4,164千円	231,333円	
通勤手当	交通機関利用者 運賃等55,000円以下の場合、全額支給 交通用具使用者 2km～60km=2,000円～31,600円		同		3,925千円	43,611円	
管理手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 支給額：20,000円～35,000円				5,760千円	338,823円	
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給(支給月額)		同		7,915千円	65,413円	
	世帯主	扶養親族あり					17,800円
		扶養親族なし					10,200円
その他の職員		7,360円					

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料 報 酬	町 長	720,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	582,000 円	827,000 円/	556,500 円
報 酬	議 長	256,000 円	670,000 円/	514,400 円
	副 議 長	225,000 円	345,000 円/	256,000 円
期 末 手 当	議 員	215,000 円	262,000 円/	211,600 円
	町 長	(27年度支給割合)		
退 職 手 当	副 町 長	3.00 月分		
	議 長	(27年度支給割合)		
手 当	副 議 長	3.00 月分		
	議 員	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
手 当	町 長	給料月額×在職月数×0.455	15,724,800円	任期毎
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.265	7,403,040円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

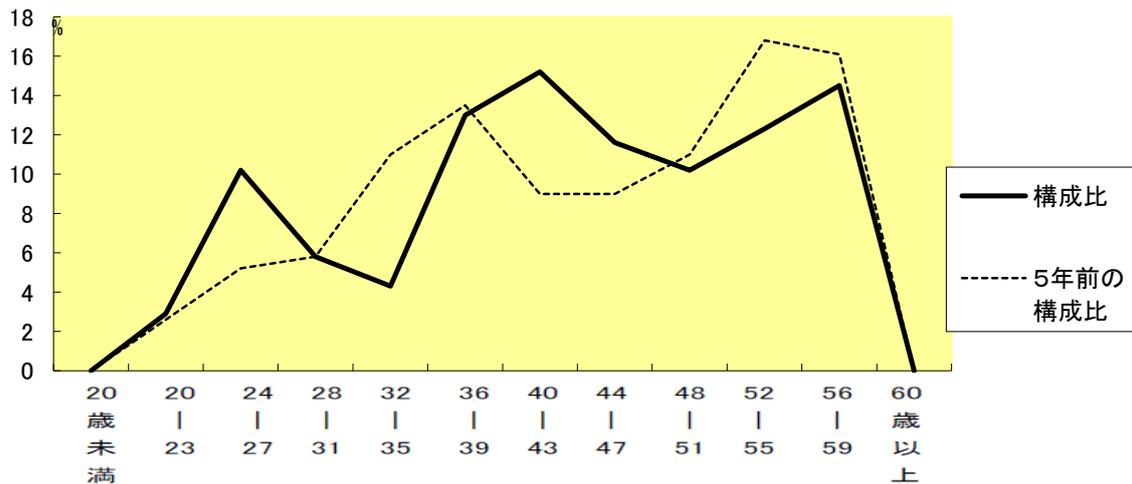
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	退職者不補充
		総務	38	38	0	
		税務	11	11	0	
		農水	13	13	0	
		商工	13	12	△ 1	
		土木	10	10	0	
		民生	13	13	0	
		衛生	13	13	0	
	計	101	100	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.60 人 (類似団体 88.58人)	
	教育部門	21	20	△ 1	法改正に伴う特別職教育長の取扱いによる	
消防部門						
小 計	122	120	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.51 人 (類似団体 108.65人)		
公営企業等 会計部門	水道	5	5	0		
	下水道	3	3	0		
	その他	10	10	0		
	小 計	18	18	0		
合 計		140	138	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.14 人	
		[167]	[167]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（平成27年は教育長を含む、平成28年は教育長を含まない）です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 津軽広域連合に派遣中の職員は除きます。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	4人	14人	8人	6人	18人	21人	16人	14人	17人	20人		138人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		108	105	103	104	101	100	▲ 8 (▲ 7.4 %)
教育		27	27	24	23	21	20	▲ 7 (▲ 25.9 %)
消防								()
普通会計 計		135	132	127	127	122	120	▲ 15 (▲ 11.1 %)
公営企業等会計 計		21	21	19	19	18	18	▲ 3 (▲ 14.3 %)
総合計		156	153	146	146	140	138	▲ 18 (▲ 11.5 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める B/A	(参考) 26年度の総費用に占める職員給与比率
27年度	千円 342,960	千円 17,490	千円 43,635	% 12.7%	% 12.0

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 水道事業市町村一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
27年度	人 5	千円 21,138	千円 1,627	千円 7,570	千円 30,335	千円 6,067	千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤崎町	48.2 歳	368,260 円	528,756 円
水道事業市町村団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

藤 崎 町（水道事業）	水道事業市町村平均
1人当たり平均支給額（27年度） 1,514 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,464 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.50 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし	

イ 退職手当（平成28年4月1日）

藤 崎 町（水道事業）			水道事業市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
(その他の加算措置) 定年前早期特例措置：3～45%加算 調整額：在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0～43,350円)×60ヶ月 退職時特別昇給：なし (1人当たり平均支給額) - 千円			(その他の加算措置) (1人当たり平均支給額) 15,855千円		

ウ 地域手当

藤崎町は地域手当に該当しないため省略します。

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記の作業に従事した職員	感染症患者若しくはその疑いのある患者の救護又は感染症菌の附着若しくはその疑いのある物件等に係る作業に従事したとき	500円/日
死体取扱手当	右記の作業に従事した職員	火葬及び行旅病死人等の死体処理作業に従事したとき	800円/体

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	282 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	71 千円
支給実績（26年度決算）	224 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	56 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 同異	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	内容と支給単価は藤崎町と同様	同		720千円	180,000円
住居手当	〃	同		294千円	294,000円
通勤手当	〃	同		293千円	73,250円
管理職手当	〃	同		360千円	360,000円
寒冷地手当	〃	同		407千円	81,400円